

尾鷲市公共施設等総合管理計画

【全体計画】



令和7年7月改訂



尾鷲市

■ ■ 目 次 ■ ■

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 対象施設と計画期間	2
4. 人口の動向及び将来の見通し	3
5. 財政の状況	5
6. 公共施設等の現況と課題	7
7. 公共施設の更新コスト試算	12
8. インフラ資産の現状と更新コスト試算	14
9. 基本方針と目標設定	18
10. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	20
11. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	22
12. 計画推進のための方策	27

1. 公共施設等総合管理計画策定の背景と目的

全国の地方公共団体は、国の経済成長に伴い、住民に対する行政サービスの向上を目指して公共施設等（庁舎、ホールなどの公共施設、及び道路、橋りょう、上下水道等のインフラ資産）の整備を行ってきました。その結果、これまで公共施設等は、住民の生活を支え、生活の質や豊かさを向上させ、活力ある地域社会を形成することに寄与してきました。

しかしながら、これらの公共施設等について適切な活用を図るためには当然、維持修繕のほか抜本的な改修も必要であります。特に高度成長期に集中的に整備された公共施設等については、老朽化により近い将来一斉に更新時期を迎えることになります。また、超高齢社会の到来や少子化による急激な将来人口の減少、多様化する住民ニーズなど、とりまく社会情勢の変化もあることや、地方財政状況も非常に厳しい見込みであることから、財政運営に大きな影響を与える公共施設等の維持・管理・更新については、今後の各施設の行政需要などを勘案し、長期的な展望をもって検討する必要があります。

このため本市においても、将来にわたって持続可能な行政サービスが展開できるよう、公共施設全体の現状を把握し、長期的視点をもって更新や施設の統廃合、あるいは長寿命化対策などを計画的に行うことで財政負担を軽減・平準化するため、その基本的な方針として本計画を策定するものです。



さまざまな施設や道路、橋りょうなど。
我々の生活を豊かにしてくれているものの、これからの本市の人口推移や財政の面からも、長期的な観点で維持・管理・更新を検討する必要があります。



2. 計画の位置付け

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体に策定を求めている「公共施設等の維持管理、更新等を着実に推進するための行動計画」に該当し、平成 26 年 4 月 22 日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、本市の公共施設等の今後のあり方について、基本的な方向性を示すものとして位置付けます。

3. 対象施設と計画期間

(1) 本計画の対象施設

本計画の対象施設は、公営企業に係る施設等も含め、本市が保有する全ての公共施設（庁舎、学校等の建築物）、インフラ資産（道路、橋梁等）としますが、総務省の策定指針に基づき、次の①から③は対象から除外します。

①河川は、適切に維持管理すれば永久に使用できるとされ、更新の概念がないものとして除外します。

②建て替えを想定していないもの（文化財など）は対象外とします。

③事務組合、広域連合で運営する公共施設等については、それぞれの施設管理者で計画を策定することから、本計画の対象から除外します。

(2) 計画期間

公共施設等の計画的な管理運営を推進していくためには、中長期的な視点が不可欠であることから、令和元年度（2019 年度）から令和 30 年度（2048 年度）までの 30 年間とします。

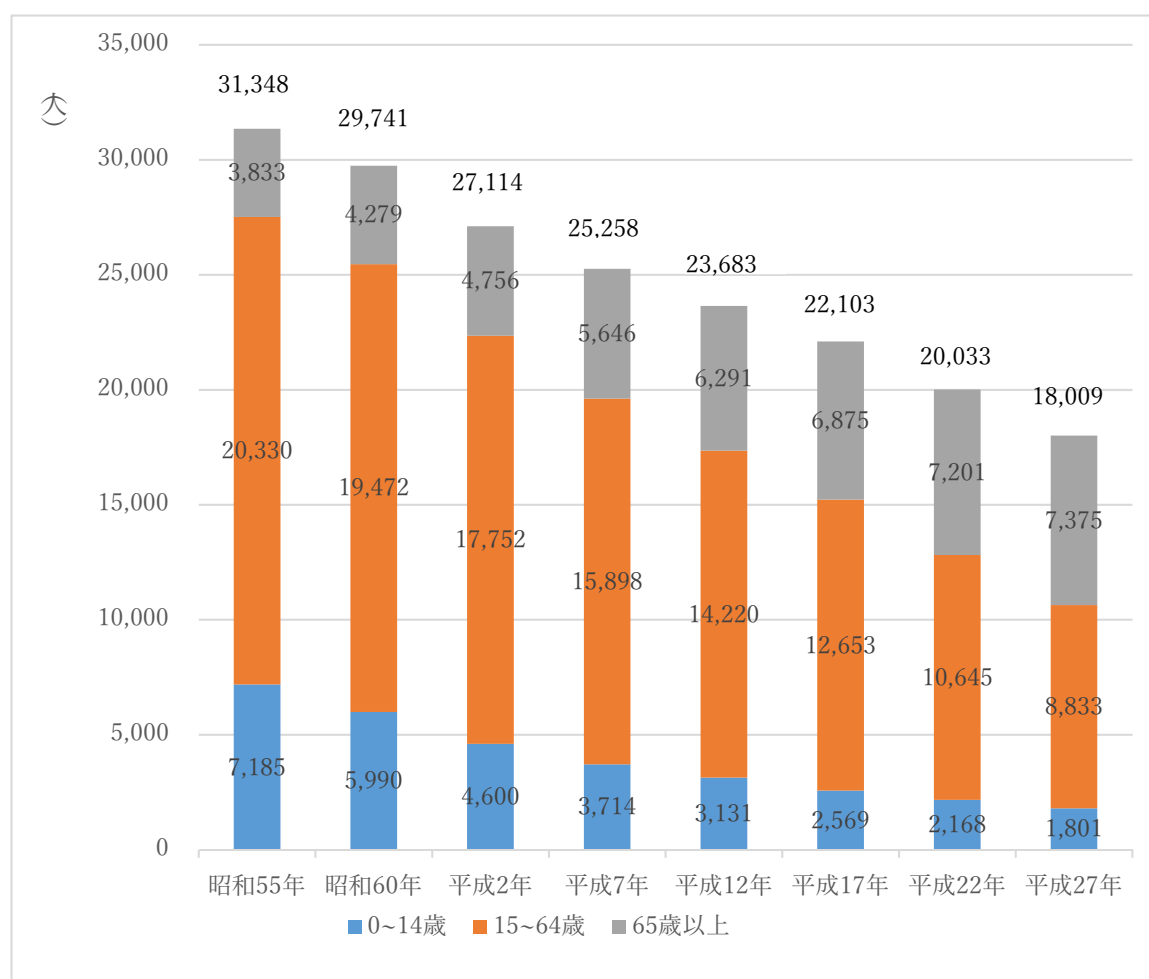
ただし、10 年ごとに計画の見直しと現状分析を行い、計画を更新することとします。

4. 人口の動向及び将来の見通し

本市の人口は、昭和 55（1980）年には既に人口減少段階に入っており、昭和 60（1985）年には 30,000 人を下回っています。5 年間で約 2,000 人ずつ減少をし続けており、平成 27 年では 18,009 人と 20,000 人を下回りました。

また、「尾鷲市人口ビジョン」による将来人口推計においても、今後のさらなる減少が避けられない状況となっています。

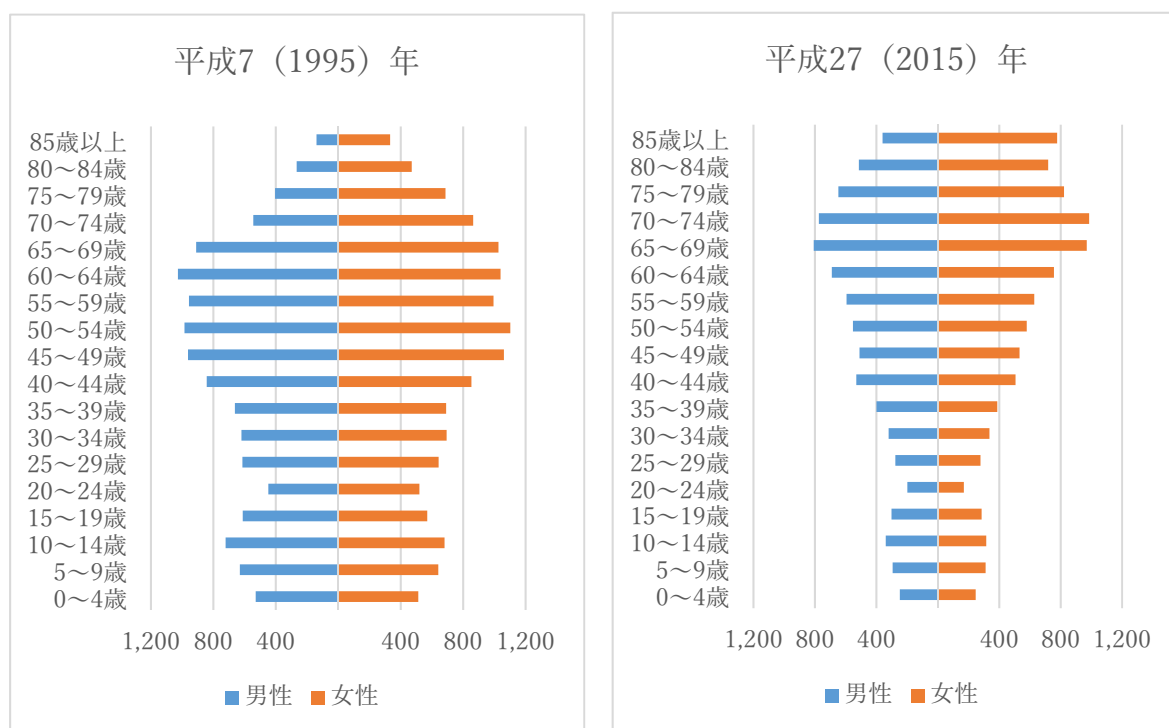
■ 人口の推移（国勢調査人口）



平成 7（1995）年と平成 27（2015）年の 5 歳階級別人口ピラミッドを比較すると、15～29 歳人口の急激な減少が見られます。これは、自然動態における出生数の減少に加え、進学、就職などに伴い、他地域に転出する社会動態が起因していると考えられます。

また、老年人口の増加、年少人口の減少という傾向がみられ、「つぼ型」（少産少死型：年少人口が少なく、老年人口の多い型）となっていることが特徴です。

■ 人口ピラミッド（5 歳階級別・男女別人口構成）

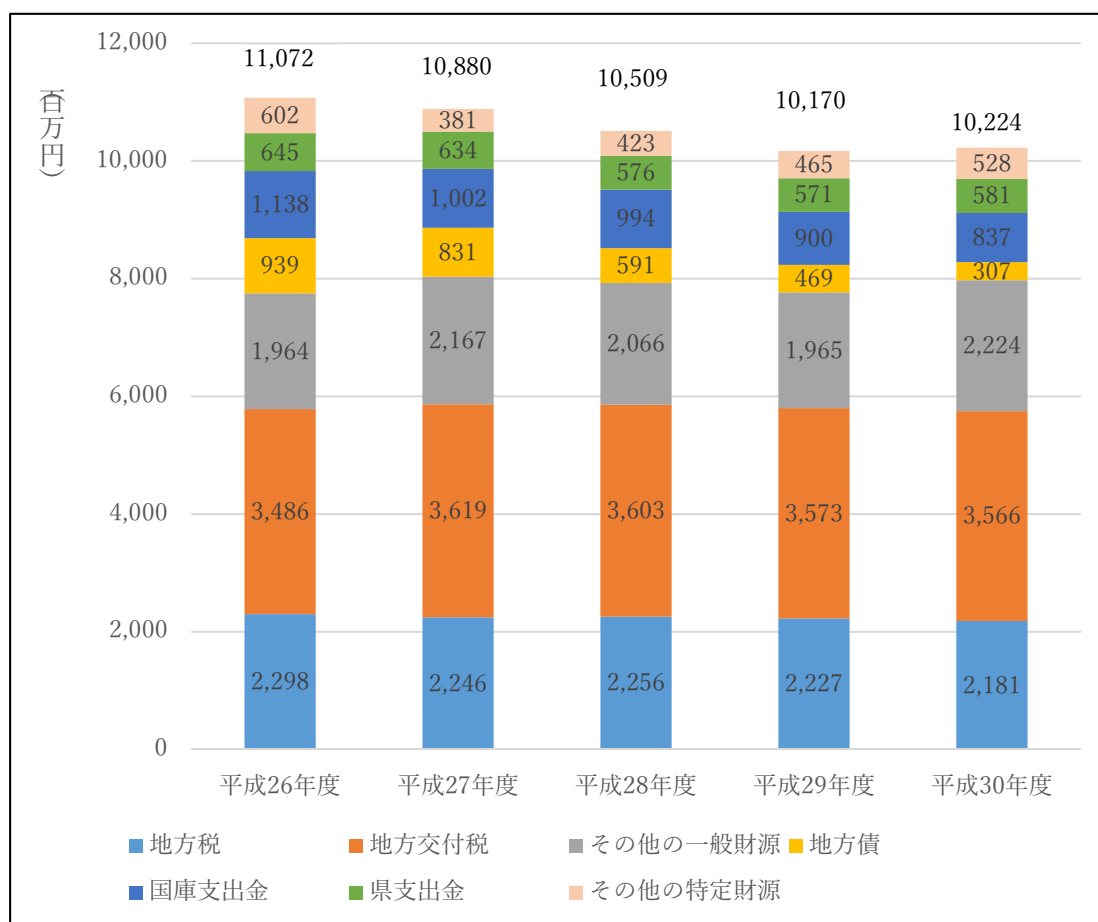


5. 財政の状況

平成 30（2018）年度の一般会計の歳入決算額は 102.2 億円であり、その内訳は、地方交付税が約 35.7 億円と最も多く、次いでその他一般財源 22.2 億円、市税 21.8 億円、国庫支出金 8.4 億円となっています。

歳入は、この 5 年間については減少傾向で推移しており、今後も生産年齢人口の減少等による市税の減少が予想されるとともに、地方交付税についても流動的な状況です。

■ 歳入決算額の推移（一般会計）



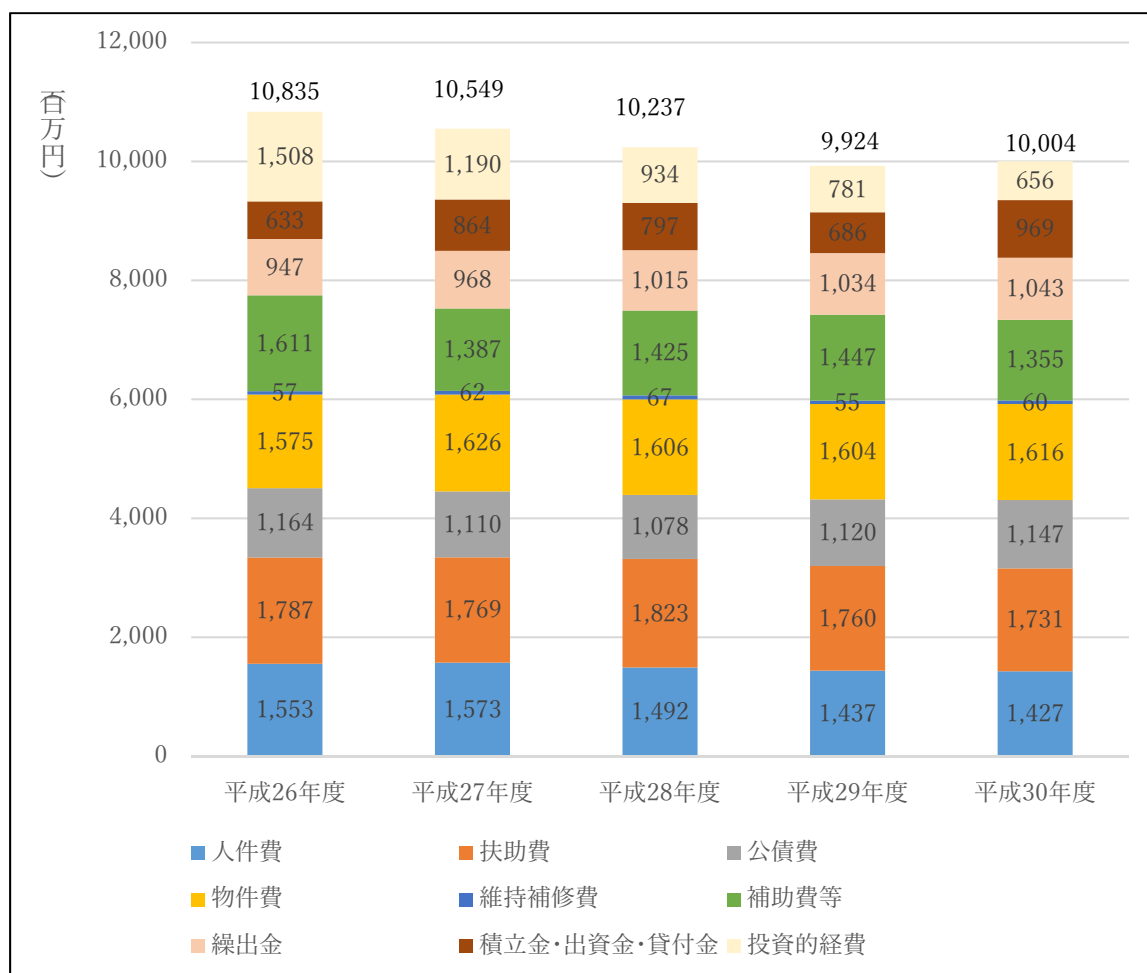
平成 30（2018）年度の歳出決算額は 100.0 億円であり、その内訳は、扶助費が最も多く 17.3 億円、次いで物件費 16.2 億円、人件費 14.3 億円、補助費等 13.6 億円となっています。

このうち、人件費については減少傾向となっていますが、物件費が 5 年前との比較で 2.6%の増、繰出金が 10.1%の増となっています。

また、公共施設や道路、橋梁等の建設費にあたる「投資的経費」は増減幅があるため、年度ごとの歳出総額を左右する要因となっています。

本計画にとって「投資的経費」は重要な要素ですが、過去 5 年間については減少傾向で推移しています。

■ 歳出決算額の推移（一般会計）



6. 公共施設等の現況と課題

本市が保有する公共施設等は、普通会計で 151 施設、延床面積 100,426.7 m²、病院会計で 6 施設、延床面積 22,168.6 m²、水道会計で 25 施設、延床面積 6,001.1 m²となっており、分類別の保有状況は以下のとおりです。

■ 本計画の対象となる施設分類表（普通会計）

会計	大分類	中分類	施設数	延床面積 (m ²)
普通会計	行政系施設	庁舎等	6	5,072.0
		消防施設	16	2,715.4
		その他行政系施設	6	1,627.4
	市民文化系施設	集会施設	24	6,881.4
		文化施設	2	4,292.1
	社会教育系施設	図書館	1	313.6
		博物館等	1	248.5
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	2	2,609.1
		レクリエーション・観光施設	6	1,598.3
		保養施設	2	859.0
	産業系施設	産業系施設	9	2,063.0
	学校教育系施設	学校	12	35,539.5
	子育て支援施設	幼稚園・保育園	4	3,502.4
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	3	2,816.4
		保健施設	1	3,549.0
		その他社会福祉施設	2	393.8
	公営住宅	公営住宅	15	11,022.4
	供給処理施設	供給処理施設	2	4,009.6
	その他	その他	37	11,313.8
		計	151	100,426.7

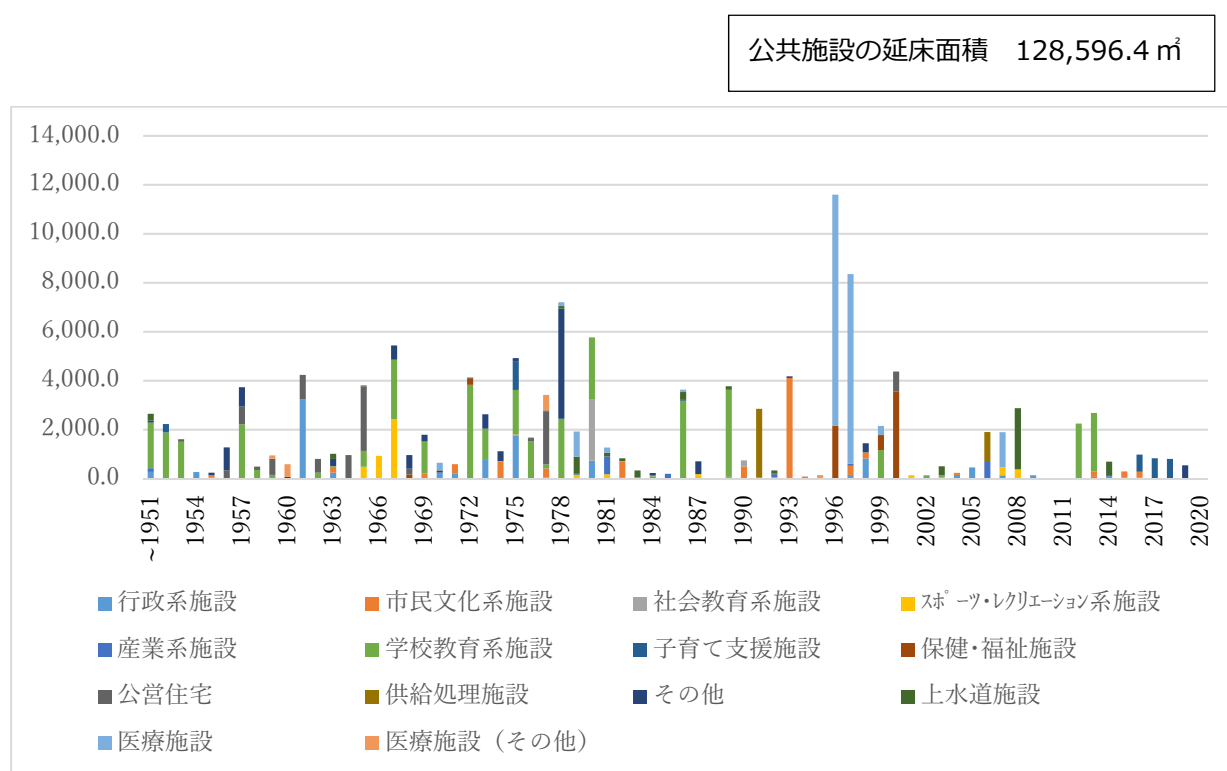
■ 本計画の対象となる施設分類表（病院会計）

会計	大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)
病院会計	医療施設	医療施設	2	20,749.2
		医療施設（その他）	4	1,419.4
		計	6	22,168.6

■ 本計画の対象となる施設分類表（水道会計）

会計	大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)
水道会計	上水道施設	上水道施設	25	6,001.1
		計	25	6,001.1

■ 公共施設の延床面積と建築年

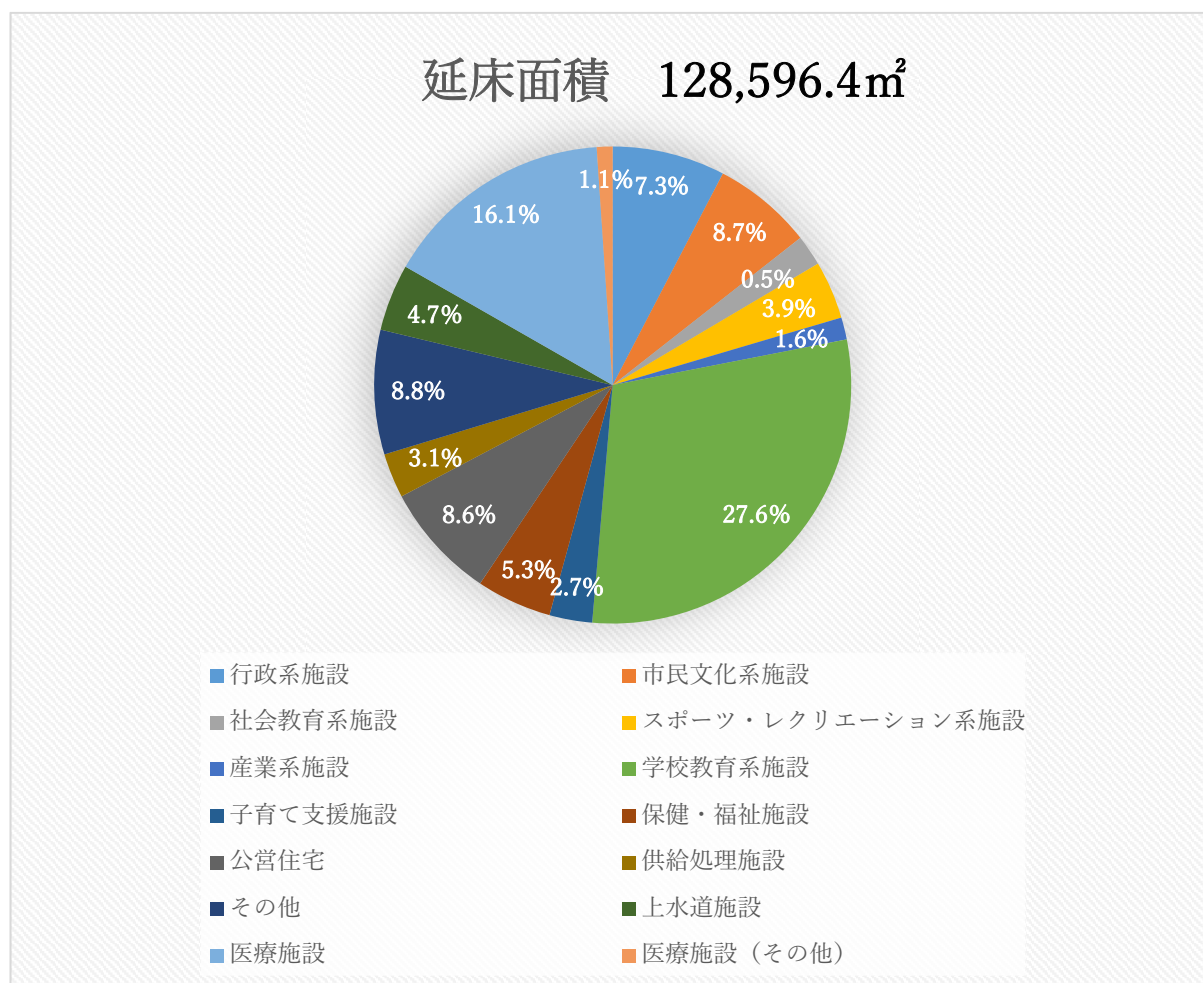


本市が所有する公共施設の延床面積の合計は、令和 7 年 6 月末現在で 128,596.4 m²であり、うち旧耐震基準となる昭和 56（1981）年以前に建設された公共施設の面積割合は 50.7%、昭和 57（1982）年以降に建設された公共施設の面積割合は 49.3%です。

旧耐震基準以前に建設されている施設が全体の 2 分の 1 以上を占めており、耐用年数がすでに経過している施設も見受けられることから、更新（いわゆる建て替え）や大規模修繕などに対する今後の財政負担を検討する必要があります。

また、施設の廃止や同様の施設を統合・集約化することで、行政サービスの水準を維持しつつ財政負担を減らす方策を、個々の施設の利用状況などを勘案しながら進めていくことが求められます。

■ 公共施設の延床面積の分類別割合



延床面積の割合が一番大きいのは学校教育系施設であり、27.6%となっています。次に大きいのが医療施設で 17.2%、三番目が公営住宅で 8.6%となっています。

今後、人口動態を勘案したまちづくりを進めるためにも、また財政負担軽減のためにも、現在の公共施設の総量（公共施設においては延床面積）とその割合が適切かどうかを長期的な観点から検討する必要があります。

建設した時点で公共施設には長期的な維持管理が付随するため、建て替えや統廃合に伴う施設の総量とその割合については、行政サービスの水準や施設運営、利用状況も含めて十分に検討することが求められます。

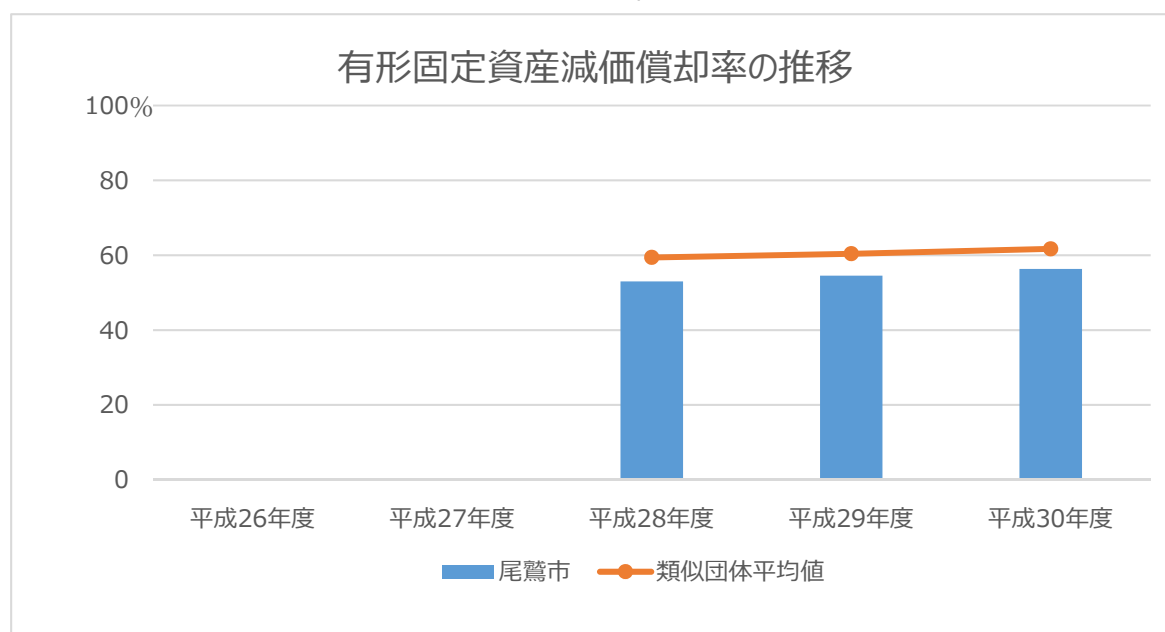
■有形固定資産減価償却率の推移

(単位：百万円、%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
減価償却累計額	(データなし)	(データなし)	56,013	57,989	59,989
有形固定資産 ※ 1	(データなし)	(データなし)	105,780	106,314	106,623
尾鷲市 (%)	—	—	53.0	54.5	56.3
類似団体平均値 (%)	—	—	59.4	60.4	61.7

※ 1 有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額

※ 2 有形固定資産減価償却率 = 減価償却累計額 / 有形固定資産



有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の償却がどの程度進んでいるかを表しています。償却率が大きいほど老朽化が進んでいることとなります。

本市の有形固定資産減価償却率は類似団体平均を下回っていますが、今後は資産の取得額を減価償却による資産の減少額が上回る状態が続くと予想されるため、増加傾向で推移すると見込まれます。

■現在要している維持管理費

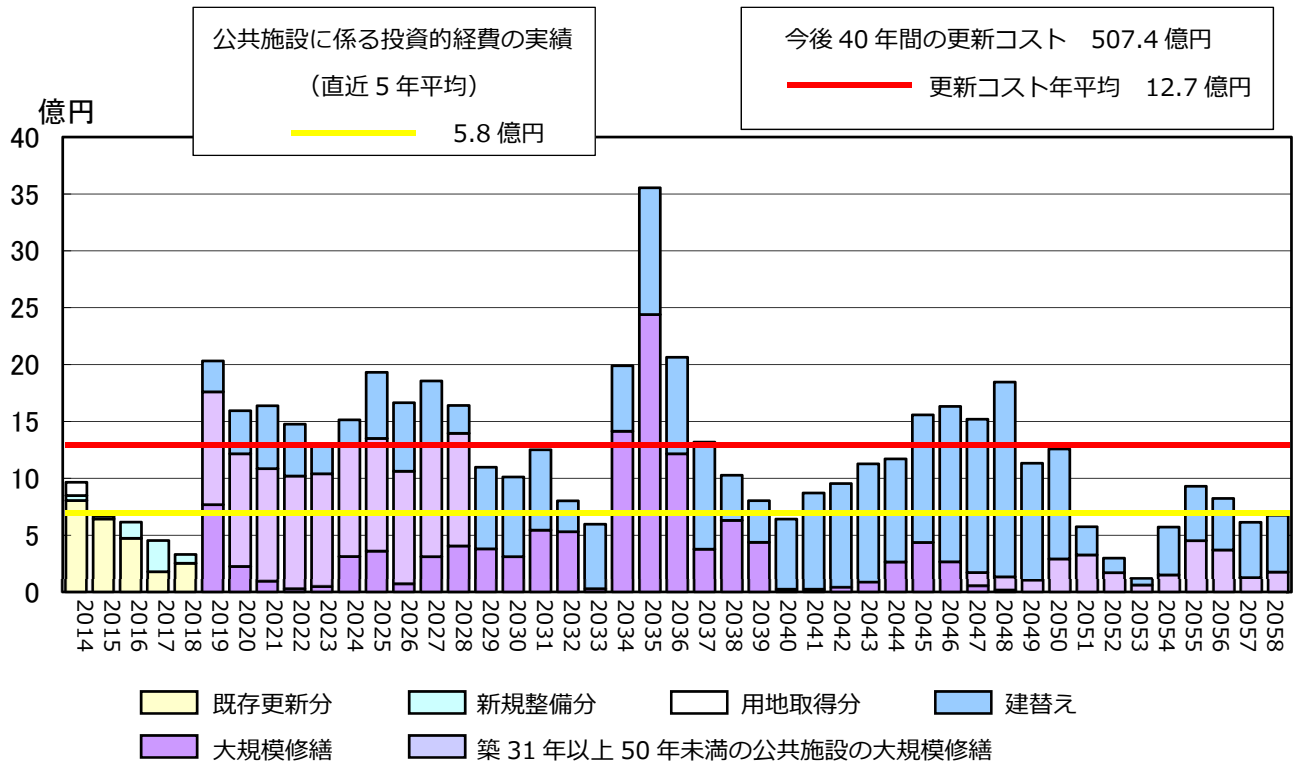
(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
施設管理費	587,715	592,597	574,828	540,406	583,228
道路関係経費	404,047	377,245	383,179	361,755	383,674
合計	991,762	969,842	958,007	902,161	966,902

7. 公共施設の更新コスト試算

現在の公共施設を全て維持した上で、改修や建て替えを行っていく場合のコスト試算を行ってみます。

■ 図表 1 公共施設の更新コスト試算（単純更新した場合）



■ 表 1 長寿命化対策を反映した場合の見込み

（単位：千円）

	計画期間（10年）										対策費用 合計
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
単純更新費用	114,501	4,719	3,120	44,000	15,747	14,974	23,108	17,871	50,472	131,200	419,712
長寿命化対策費用	0	36,960	49,000	18,000	28,040	0	0	75,684	0	0	207,684
効果額	単純更新費用 - 長寿命化対策費用										212,028

図表 1 のとおり、現在保有の公共施設をこれからも全て維持していくと仮定した上で、改修や単純更新（経過年数 60 年での建替え）を行った場合、今後 40 年間の更新コストは総額 507.4 億円、年平均 12.7 億円（赤線）という試算となりました。

平成 26～30（2014～2018）年度の公共施設に係る投資的経費の実績が、年平均 5.8 億円（黄色線）であり、これまで以上に更新コストがかかることがわかります。

また公共施設個別計画に基づく長寿命化対策を行った場合の試算は、表 1 のとおり今後 10 年間の単純更新費が合計約 4.2 億円、長寿命化対策費が合計約 2.1 億円となり、約 2.1 億円の効果が見込まれます。

今回の試算は、現在保有の公共施設のみで行っており、新規建設などは含まれないため、現在の公共施設の総量ベースでの削減目標を立てるとともに、新規建設については長期的観点から慎重に判断します。

8. インフラ資産の現状と更新コスト試算

(1) インフラ資産の現状

■ インフラ資産一覧表

区分	大分類	詳細
インフラ資産	市道	総延長 220,165m
	橋りょう	総延長 1,460m
	トンネル	総延長 390.5m
	上水道（簡易水道含む）	総延長 199,238m
	下水道	総延長 17,889m
	農道	総延長 10,716m
	林道	総延長 69,585m

①道路

本市が所有し管理する道路は、総延長 220,165mとなっています。

②橋りょう

本市は 169 本、総延長 1,460mの橋りょうを有しています。

③トンネル

本市は 1 本、延長 390.5mのトンネルを有しています。

④上水道（簡易水道含む）

上水道の総延長は 199,238mで、普及率は 99.9%となっています。

⑤下水道

下水道の総延長は 17,889mとなっています。

⑥農道

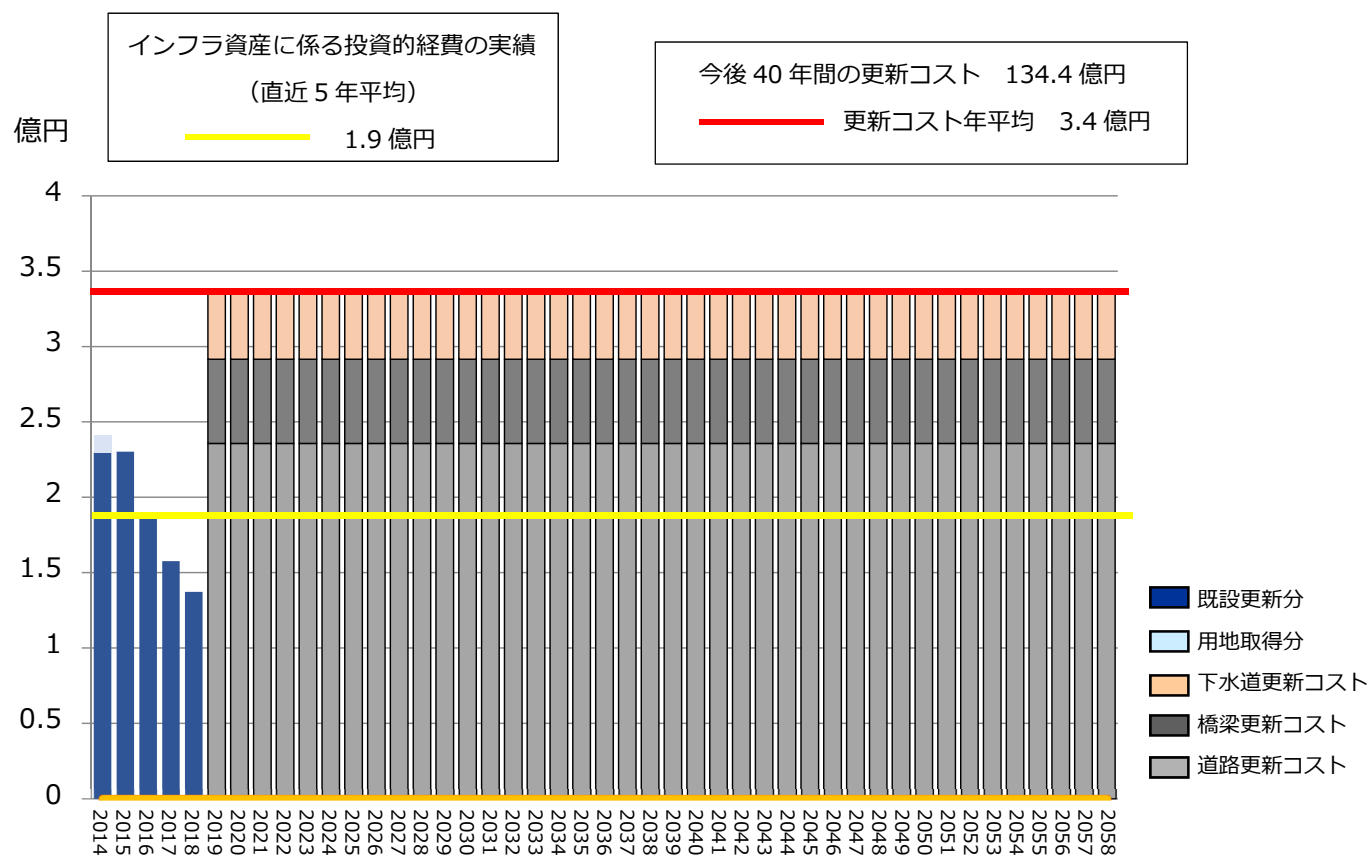
農道の総延長は 10,716mとなっています。

⑦林道

林道の総延長は 69,585mとなっています。

(2) インフラ資産の更新コスト試算

■ 図表2 インフラ資産の更新コスト試算（普通会計）



■ 表2 長寿命化対策を反映した場合の見込み（橋りょう）

(単位：千円)

		計画期間（10年）										費用 合計
		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	
単純更新費用 (試算ソフトより)		56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	56,000	560,000
長寿 命化 対策 費用	修繕対策 費用	21,710	5,867	11,715	15,154	37,859	17,913	68,829	17,294	20,898	12,363	229,602
	定期点検 費用	0	5,000	0	18,800	1,000	0	5,000	0	18,800	1,000	49,600
	計画策定 費用	0	0	0	0	9,000	0	0	0	0	9,000	18,000
	小計	21,710	10,867	11,715	33,954	47,859	17,913	73,829	17,294	39,698	22,363	297,202
効果額		単純更新費用 - 長寿命化対策費用										262,798

普通会計に属する既存のインフラ資産について、改修や更新を行い維持していく場合、今後 40 年間の更新コストは総額 134.4 億円、年平均 3.4 億円（赤線）という試算になります。

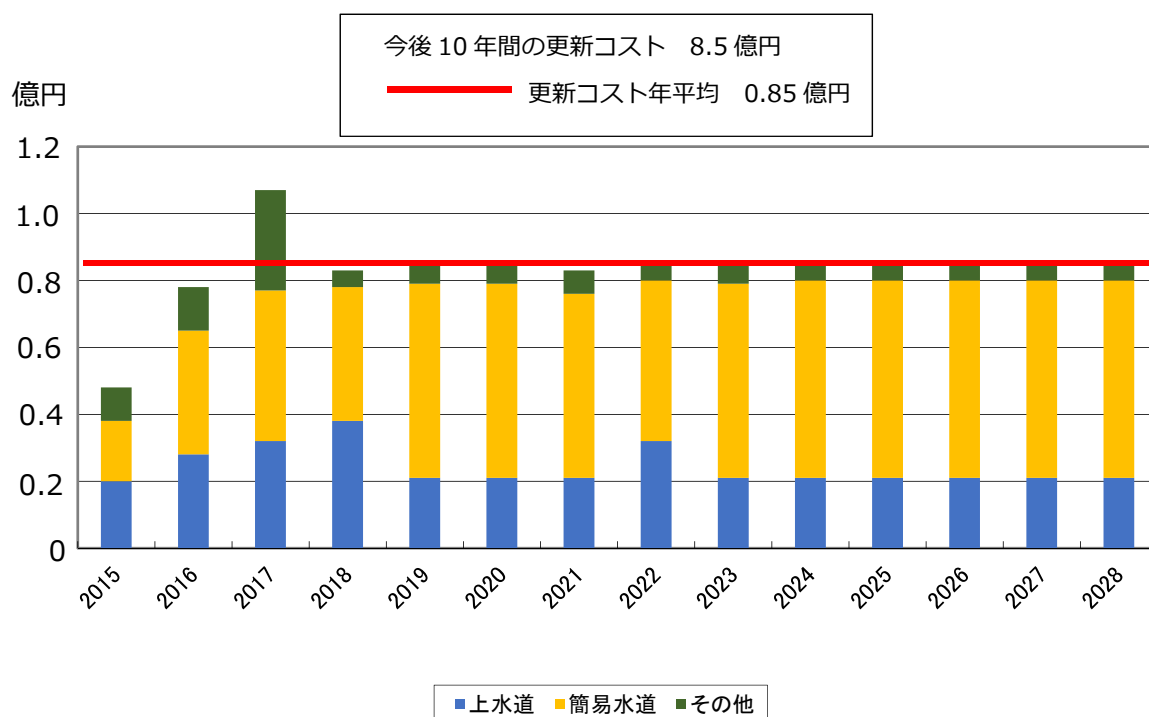
平成 26～30（2014～2018）年度の既存更新コストは年平均 1.9 億円（黄色線）であり、これを基準に算定すると年平均 1.5 億円の負担増が見込まれます。

また橋梁長寿命化修繕計画に基づく長寿命化対策を行った場合の試算は、表 2 のとおり今後 10 年間の単純更新費が合計約 5.6 億円、長寿命化対策費が合計約 3.0 億円となり、約 2.6 億円の効果が見込まれます。

インフラ資産は住民が生活をする上で欠かせないものであり、その性質上、一度築いたものはなかなか廃止できないため、財政状況や地域の人口動態を勘案して、適切な維持管理・修繕・更新に努めます。

図表 1、図表 2 の作成及び試算については、総務省推奨の「公共施設等更新費用試算ソフト」を利用しております。今後の更新コスト試算については、当該ソフトに基づき、2019 年から 2058 年までの 40 年間で行っております。

■ 図表 3 インフラ資産の更新コスト試算（水道会計）



水道会計に属するインフラ資産については、法定耐用年数を迎える経年管が増え続け、有収率も全国平均を下回っていることから、今後は更新需要が増え続ける見込みですが、財源的には非常に厳しい期間を迎えており、投資規模の縮減が必要なため、簡易水道事業における施設整備に対して国からの財政措置が講じられている間は、優先的に簡易水道にシフトした投資を行うなど、重要度・優先度を考慮した場合の更新需要をさらに精査した 10 か年の工事計画に基づき更新を行っていきます。

また、水需要は人口減少とともに減り続けていくため、管路、構造物及び設備ともに優先順位をつけ、今後もダウンサイジング、スペックダウンにより効率的な更新を行い、修繕による長寿命化を図っていきます。

図表 3 及び説明については、2018 年度に策定された「尾鷲市水道事業経営戦略」を参考にしております。今後の更新コスト試算については、当該経営戦略に基づき、2019 年から 2028 年までの 10 年間でっております。

9. 基本方針と目標設定

(1) 基本方針

■ 公共施設に関して

更新費用試算額及び将来の人口減少を踏まえ、適正な維持管理、長寿命化などによりライフサイクルを延ばすことで、将来負担の均衡と低減を計ることとします。

■ インフラ資産に関して

廃止・転用することが難しいため、現存するインフラを維持することを前提としながらも、更新費用不足額及び将来の人口減少を踏まえ、必要かつ適切な更新と維持管理に努めます。

(2) 公共施設の目標設定

過去 5 年（2014～2018 年度）の実績における公共施設（普通会計）に係る投資的経費は、図表 1 でみたように年平均 5.8 億円でした。今後も負担可能な額として、この金額を用いることとします。

図表 1 からわかるように、単純更新した場合の今後 40 年間の更新コストは年平均 12.7 億円となり、過去 5 年の実績と比較すると 6.9 億円の不足となります。

この試算は「公共施設更新費用推計ソフト」を基に簡易に推計したのですが、これは、人口動態や財政状況の中・長期的に検討する中で、公共施設の統廃合や複合化などを積極的に行うことにより総量を削減し、維持管理・更新コストの軽減を行っていかないと、将来の財政負担を増大しかねない大変厳しい数値と言えます。

今後は、令和 2 年度に策定した公共施設個別計画に基づき、公共施設の長寿命化や統廃合、複合化等を進めながら、公共施設削減に伴う運営費用の削減や長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減、施設管理の効率化によるコスト削減なども勘案して、更新費用に充当可能な財源の確保に努め、適切な規模での維持管理・修繕・更新を行っていきます。

(3) インフラ資産の目標設定

図表 2 からわかるように、普通会計における既存のインフラ資産を維持して改修や更新を行った場合、今後 40 年間の更新コストは総額 134.4 億円、年平均 3.4 億円という試算となりました。直近 5 カ年である平成 26～30（2014～2018）年度の既存更新コストは年平均 1.9 億円でしたので、不足額は年平均 1.5 億円となります。

また水道会計におけるインフラ資産については、「尾鷲市水道事業経営戦略」に基づき更新を行った場合、今後 10 年間で総額 8.5 億円、年平均にすると 0.85 億円の更新コストが必要となる見込みです。

今後は既存のインフラ資産の更新にかなり費用がかかるものと考えられますが、インフラ資産に関しては廃止・転用することが難しいため、現存するインフラを維持管理、更新していくことを前提とし、総量に対する目標は現状維持とします。

そのため、道路、橋りょう、上下水道の各資産に応じた維持管理水準の見直し、長寿命化計画等に基づく計画的で適切な維持管理、更には地区ごとの人口増減等に伴うインフラ需要の変化を予測することで、それぞれのインフラ資産を必要かつ適正規模で更新するように努めます。

10. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

現状行っている定期点検を引き続き適切に行うとともに、施設ごとの点検・診断等の実施結果を蓄積し、その実施状況等を把握できるようにします。

施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化調査等を実施することなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握した上で検討を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じ長期的な視点で優先度をつけた上で、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の整備基準に適合するような改修や更新に努め、全ての人が利用しやすい公共施設等となるように取り組んでいきます。

また、建設後かなりの年数を経過した施設が多く、省エネルギー性等の社会的要求への対応も難しくなっているため、壁や窓等の断熱化による冷暖房の効率化や、照明機器等の省エネルギー化による使用電力量の抑制、二酸化炭素排出量の削減など、環境面に配慮した改修を行います。

管理運営にあたっては、官民連携の手法の活用を検討するとともに、新しい技術や考え方を積極的に取り入れながら維持管理・修繕等を合理的に進めることにより、財政負担の軽減やライフサイクルコストの縮減に努めます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。

安全の確保にあたっては、避難施設または防災拠点施設かどうか、多数の住民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。また、経年劣化による外壁の崩落などの危険性が高い施設については、不慮の事故に繋がらないよう緊急の修繕等の措置をとるなど、適切な処置を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

本市では施設の耐震化を進めているため、未耐震施設についても財政状況等を踏まえたうえで順次耐震化工事を行うように努めます。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設ごとの耐用年数到来年度を把握し、公共施設の更新の対応時期を認識するとともに、ライフサイクルコスト縮減のためにも適切な改修を行い、財政負担の軽減を図ります。

(6) 統合や廃止などの推進方針

公共施設等の将来の更新コストの試算結果から、そのための財源が不足していることが明らかになりました。

公共施設等の総量削減のために、公共施設等の統合、廃止など、あらゆる観点から合理的で費用対効果の高い取り組みを進めていく必要があります。

公共施設の統合、廃止などの検討にあたっては、総量削減は財源確保の手段のうちのひとつであると捉え、単純な面積縮減とすることなく、行政サービスの水準や機能、必要度、人口動態、利用頻度などを意識して検討していきます。

また、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係についても検討するとともに、公共施設の多機能集約化（一つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める取り組み）も検討します。

さらには、近隣自治体との連携を一層進めていき、広域の観点からも必要な公共施設等の保有量を検討します。

1 1. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共施設

① 行政系施設

市役所庁舎は、平時の行政拠点であるとともに、災害時における拠点としても機能すべき施設ですが、本館部分は築 55 年以上、新館部分も築 36 年以上経過していたことから、平成 29 年度に実施した耐震診断に基づき、令和元年度より大規模な耐震改修工事を行い、令和 2 年度に耐震化が完了しました。

消防施設は、災害発生時の救援・救急活動において重要な役割を果たす地域の防災拠点であり、安全・安心なまちづくりのために欠かすことの出来ない施設であるため、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

その他行政系施設についても、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

② 市民文化系施設

市民文化系施設は、地域コミュニティの核となる施設として、生涯学習やさまざまな催しを行う施設であり、幅広い年齢層に利用されています。中央公民館は貸館施設や郷土室等を有し、年少者から高齢者まで多くの方が、教育、生涯学習、世代を超えた交流の場として利用する重要な施設ですが、築 4 5 年が経過し、老朽化による設備の不具合も多くみられることから、耐震補強とあわせて長寿命化修繕等を実施するとともに、施設内にある図書館を体育文化会館に移転し、移転後のスペースを子育てボランティア等が利用しやすい、子どものリビングルームとして整備します。また、コミュニティーセンターは、老朽化が激しい施設については尾鷲市公共施設耐震改修計画に基づき、順次建て替えを行ってきました。建て替えを行っていないコミュニティーセンターについては、今後建替え等を含めた方針を検討していきます。

平成 5 年に開館した尾鷲市民文化会館については、文化施設として必要な音響・照明設備等が開館当初のものであるため更新が必要となっています。利用実態や周辺市町を含めた人口規模に見合った運営コスト等を踏まえながら施設のあり方を検討しつつ、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

③ 社会教育系施設

中央公民館内にある図書館については、耐震・長寿命化を実施する体育文化会館へ移転、複合化し、蔵書及び機能の充実を図り、市民のリビングルームとして整備します。

その他の社会教育系施設については、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

④ スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設は、年齢を問わずさまざまな方に利用され、住民の健康増進と体力の向上を促進するための重要な施設です。各施設の利用実態や運営コストを踏まえながら、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

体育文化会館は、築58年以上が経過しており、耐震診断の結果、令和5年2月から使用中止となっています。しかし、本施設は市内約20のスポーツ団体が利用し、本市屋内スポーツの中心的な施設であることから、耐震補強とあわせて大規模改修を行い、多目的に利用できる施設として、1階を図書館、2階を体育館とする複合化施設として整備を進めます。

⑤ 産業系施設

産業系施設は、地場産業である農林業や水産業を保全・啓発していくために必要な施設です。今後とも適切な規模で維持管理・修繕・更新を行います。

⑥ 学校教育系施設

学校教育系施設は必要不可欠なものですが、年少人口動態を踏まえて適切な維持管理・修繕・更新を行います。

小学校は、災害時の避難施設としての役割を果たすため、これまで耐震改修を含め適切な改修工事を行ってきました。今後も、児童数の推移と各小学校の状況を把握しながら、適切な維持管理・修繕・更新を行います。

中学校は、生徒に対して質の高い教育と安全安心で快適な学習環境を提供できるよう、適切な維持管理・修繕・更新を行います。

また給食室など個別の設備については、近い将来の児童数減少を鑑みた上で集約化を進め、廃止となった設備については備蓄倉庫等へ機能移転を行うことで、修繕費用や管理運営費などの経費の削減を目指します。

その他、脱炭素社会への取組として、各教室や屋内運動場（体育館）、トイレなどの照明器

具のＬＥＤ化を進めてまいります。

三木小学校・三木里小学校については、令和元年度に耐震補強がなされている賀田小学校へ統合されたため、今後は既存の校舎等の利活用を含め、取り扱いについて検討していく必要があります。

須賀利小、九鬼小、梶賀小、須賀利中、北輪内中は休校となって長いことから、今後の活用方法、適切な維持管理あるいは取壊し等について検討していく必要があります。

⑦ 子育て支援施設

子育て支援施設は、児童の健全な育成と働き盛りの子育て世帯にとって必要不可欠な施設です。子を産み育てやすい環境を整え出生率を向上させるためにも、尾鷲市保育所整備基本計画に基づいて整備を行い、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

⑧ 保健・福祉施設

保健・福祉施設は、総合的な健康づくりと高齢者福祉等に寄与する施設です。そのうち「養護老人ホーム聖光園」及び「輪内高齢者サービスセンター」については、「尾鷲市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」に基づいて指定管理者を選定しており、「尾鷲市福祉保健センター」を含むその他の施設は市の直接管理となっています。

豊かで健康的な市民生活のためにも、今後も適正な管理・修繕・更新を行っていきます。

⑨ 公営住宅

公営住宅は、生活の基盤となる居住空間を提供する重要な施設です。現在管理している住宅は老朽度が高く、経過年限を超えたものもあることから、効率的な維持管理や修繕等を行うため、平成 29 年度に尾鷲市営住宅長寿命化計画を策定いたしました。今後は、将来の住宅需要等も勘案し、適切な規模での維持管理・修繕・更新を行います。

⑩ 供給処理施設

供給処理施設は、生活ごみ、し尿、浄化槽汚泥や一般廃棄物、不燃物を処理する施設です。清潔で住みよい環境のためにも、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

なお、ごみ処理施設については現在、五市町での広域的な施設整備に向けて検討を進めている状況です。

⑪ その他

その他の施設には、これまでの分類に区分されない施設が該当します。

尾鷲市斎場は、市内に唯一の火葬場で市民生活には欠かせない施設であることから、計画的な修繕を行っていますが、その使用頻度と経過年数から施設の老朽化が進んでおり、今後の施設改修について検討していく必要があります。

教員住宅は、老朽化が激しいことから、今後、使用できない教員住宅の売却あるいは取壊しについて検討する必要があります。

尾鷲中央駐車場は、地震の際に倒壊の恐れがあるブロック塀壁を平成 30 年度に撤去し、その後使用停止としているため、今後は売却に向けた検討を進めていきます。

また、上記以外の施設において、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

⑫ 上水道施設（簡易水道施設を含む）

上水道施設は水道会計に属する施設であり、インフラ資産である水道管と共に、水道会計によって管理されています。

住民の生活に欠かすことの出来ない水道事業運営のために、今後は、適切に維持管理や修繕に努め資産の長寿命化を推進し、更新時には人口推計等を基に、ダウンサイジング・スペックダウン等を検討し更新を行います。

⑬ 医療施設

医療施設は病院会計に属する施設であり、独立採算でサービスを提供しています。

住民にとって、安心して良質な医療を受けられる環境は極めて大切であるため、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

(2) インフラ資産

① 道路・橋りょう・トンネル

道路や橋りょう、トンネルは住民生活に直結しており、一度整備されたものは、代替の道路等が整備されるなど特別な事情がない限り廃止することが困難であることから、現在保有する道路や橋りょう、トンネルは、将来にわたり維持管理していくことを前提とします。

一方で、その維持管理に要する費用についての削減を図るため、重要度が高く交通量が多い道路と重要度が低く交通量も少ない道路間での維持管理水準（舗装の打ち替え頻度等）を変えることで、今後必要となる更新費用の縮減に努めます。

また、橋りょうやトンネルについては、橋りょう長寿命化修繕計画およびトンネル長寿命化計画に基づく取組みを継続し、ライフサイクルコストの縮減を進めます。

今後の新規整備予定路線については、代替路の有無や沿道への影響など、整備の必要性や整備内容を検討した上で整備を進めていきます。

② 上水道（簡易水道を含む）

上水道は、住民の日常生活に直結するものであり、安全でおいしい水の安定供給を図ることで公衆衛生の向上と生活環境の維持に寄与しています。今後も安定的に水道が供給されるよう「尾鷲市水道事業経営戦略」に基づき適切な維持管理・修繕・更新を行っていきます。

③ 下水道

本市が管理する下水道は、主として市街地における雨水の排水を目的として設置されたものであり、豪雨等による浸水被害の防止に寄与しています。

今後も適切な維持管理・修繕・更新を行っていきます。

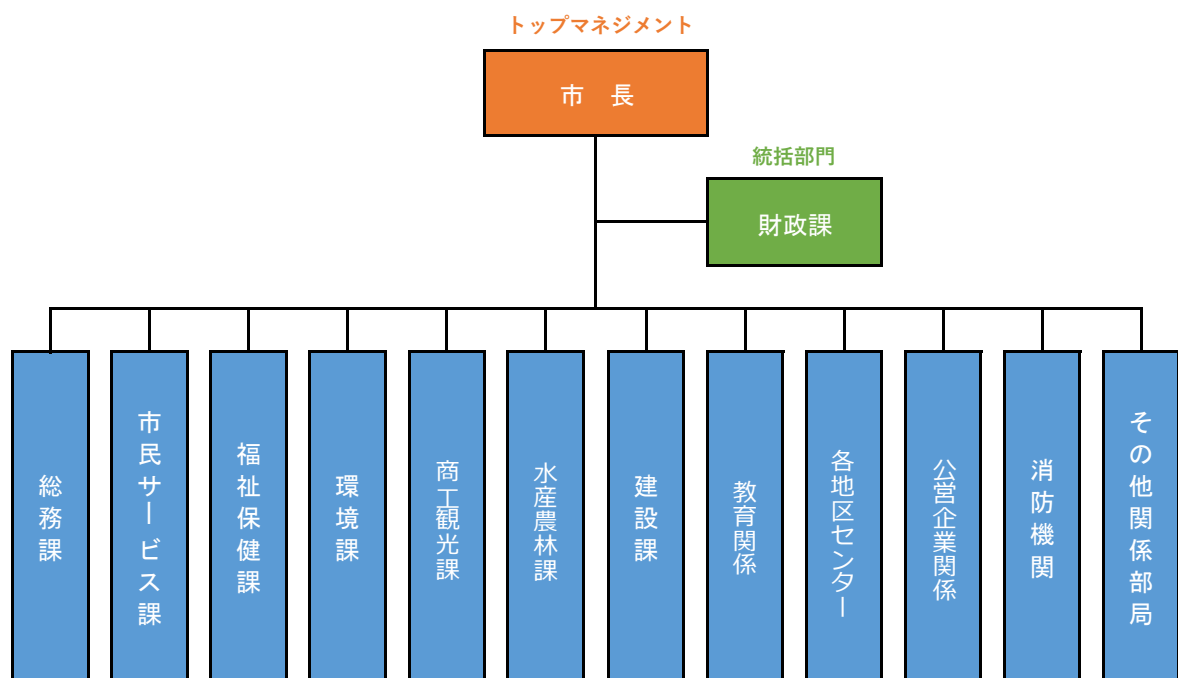
12. 計画推進のための方策

(1) 庁内の推進体制

公共施設等を一元管理し企画・管理・活用するなど総合的管理を実施していくためには、各課が管轄・管理する公共施設等を時間差なく一体的に情報共有できるような体制や連携強化及び組織体系づくりが必要です。

そのため、公共施設等に関する情報は公会計管理台帳などとあわせて財産管理を統括する課（財政課）で一元的に管理する体制をとります。そして、公共施設等の現況を定期的にシステムにデータ入力することにより、公共施設等の現状をできる限り時間差なく一体的に把握できる状態に努めます。

■ 全庁的な組織体制



- ・統括部門（財政課）にて、公会計管理台帳システムにより、各施設の面積、建築年、取得金額など、資産を一元管理する。
- ・施設の情報を定期的に入力し更新することで、最新の情報を関係部局と共有する。

(2) PDCA サイクルを意識した段階的な実施計画の作成

本計画は、30 年先を見据えた長期にわたる公共施設等のあり方を示すものであり、実際には、その時々的人口・財政・社会情勢や計画の進捗状況を考慮し、適宜、見直しを加えながら進めていく必要があります。

このため、本計画を基とした実施計画、すなわち施設ごとの個別計画を別に作成し、PDCA サイクルを取り入れながら、個々の公共施設等に応じたマネジメントを実施していく方針とします。

注) PDCA サイクル (plan-do-check-act cycle) とは、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つです。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善します。

(3) 行政サービス水準等の検討

本市の財政状況とその見通しは、長期的には年々厳しくなっていくことが予想されているため、公共施設を含め行政サービスの水準をどの程度に保つかが今後の課題となってきます。

総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づき、さまざまな観点から有効な施策を実施していくとともに、公共施設等の現況を把握し、そのあり方を十分に議論しながら、施設ごとに必要な行政サービスの水準を検討していく必要があります。

そのため、市全体の人口動態を踏まえながら、適切な維持管理と多機能化を進めるとともに、長期的には統廃合なども検討していきます。

(4) 情報と意識の共有

公共施設等の今後の方向性については、市民と行政が現状や課題について共通の認識をもって検討することが重要となります。行政は公共施設等に関する情報について積極的な公開に努め、市民との情報の共有化を図ります。

また公共施設等の管理を全庁的に推進するためには、職員一人一人の取組意識を高める必要があります。公共施設やインフラ施設の現状と課題を分析し、保有する施設総量の適正化など効率的かつ効果的な管理運営を行っていくため、職員間での情報の共有化を図ります。

(5) PPP/PFI の活用について

PPP(Public Private Partnership)とは、官と民が役割を分担しながら社会資本の整備や公共サービスの充実を図る概念や手法をいい、PFI(Private Finance Initiative)は、公共施設の整備にあたって民間の資金やノウハウを活用する手法をいいます。

本市でも、PPP/PFI の導入検討も含め、積極的に民間の活力とノウハウを取り入れた行政サービスを推進し、行政サービス水準の維持や財政負担の軽減に努めます。

(6) 行政区域を超えた広域連携について

近隣自治体や県との広域連携については、現状通りの方針で行います。

長期的には、近隣自治体の人口動態や財政状況も踏まえながら、広域連携を図ることにより公共施設等の整理統合や合理化を検討していきます。

尾鷲市公共施設等総合計画

令和 7 年 7 月改訂

尾鷲市財政課

TEL : 0597-23-8142

E-mail zaimu1@city.owae.lg.jp